

平成28年度
上越地域若年者自立支援ネットワーク会議 次第

平成28年7月28日(木)
午後10時30分～
上越市役所401会議室

1 開 会

2 自己紹介

3 協議内容

- (1) 上越地域若者サポートステーション平成27年度事業報告について 資料 NO. 1
- (2) 上越地域若者サポートステーション平成28年度実施計画について 資料 NO. 2
- (3) 上越地域若者サポートステーションと関係機関の今後の連携について 資料 NO. 3
- (4) 上越地域若年者自立支援ネットワーク会議規約の改正について 資料 NO. 4
- (5) その他

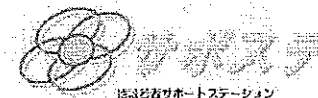
4 閉 会

上越地域若年者自立支援ネットワーク会議出席者名簿

(順不同 敬称略)

機関名		役職	氏名	出欠	代理・随行出席者
就労支援機関・就労支援団体	上越公共職業安定所	統括職業指導官	下村 秀樹	代理	上席職業指導官 小柳 博行
	上越公共職業安定所妙高出張所	統括職業指導官	井口 剛	出席	
	糸魚川公共職業安定所	統括職業指導官	三浦 弘栄	出席	
	障害者就業・生活支援センターさくら	所長	難波 祐子	代理	主任 宮崎 雅彦
	NPO法人 えちご若者元気塾	理事長	藤田 健男	出席	理事 杉田みゆき
	上越パーソナル・サポート・センター	センター長	漆間 和美	出席	
	公益財団法人 新潟県雇用環境整備財団	事務局長	小林 泰心	出席	
商工団体	上越商工会議所	事務局長	渡部 准次	出席	
	上越商工会連絡協議会	事務局長	中野 了	出席	
教育機関	上越教育大学	教授	五十嵐 透子	欠席	
	新潟県高等学校長会（上越地域校長会）	高田南城高等学校長	柳沢 幸也	出席	
保健・医療機関	新潟県上越地域振興局健康福祉環境部	副部長	渡辺 和伸	出席	
行政機関	新潟県産業労働観光部労政雇用課	課長	火宮 麻衣子	代理	企画調整係 主事 笠原 拓馬
	新潟県上越地域振興局企画振興部労政課	労政課副部長	中島 恒光	出席	
	新潟県上越地域振興局企画振興部労政課	課長代理	宮崎 研	出席	
	妙高市観光商工課	課長	早津 之彦	出席	
	糸魚川市産業部商工農林水産課企業支援室	課長	斉藤 孝	代理	係長 山崎 和俊 主査 宮路 省平
	上越市産業振興課	課長	大坪 浩樹	出席	
事務局	上越市産業振興課				
	公益財団法人 新潟県雇用環境整備財団				

サポステによる支援と利用者のイメージ (平成27年度)



ニート等の若者のうち、就労の意思はあるものの様々な課題をかかえている者。

(ニート等の若者: 15~39歳で、非労働力人口のうち、家事も通学もしていない者)

課題は人により違う

- 「働きたいけど、どうしたらよいのかわからない…」
- 「働きたいけど、自信が持てず一歩を踏み出せない…」
自分になにかできるとは思えない など
- 「働きたいけど、人間関係の躓きで退職後、ブランクが長くなってしまっ…」

- 生活リズムが不規則(昼夜逆転)
- コミュニケーションが苦手なで……不安
・大勢の中で活動できない
・1対1なら話しができるが集団のなかでは話せない
- 守ろうとしても時間が守れない



相談支援

キャリアコンサルタント等による個別的な相談、支援計画の作成

- ・課題、問題点の洗い出し
- ・個別支援計画の作成、目標設定
- ・各種プログラム後のふりかえり

ハローワーク
などを経て
社会へ
踏み出す
(就職)

保護者からの相談
も受付

小さな成功体験の積
み重ねを繰り返す

個別、グループ等による就労に向け踏み出すためのプログラム等の実施

就職した者への
定着支援・
ステップアップ
相談

ステップアップのプログラム

コミュニケーション能力向上のためのトレーニングなど

職場見学・職場体験
意欲と自信を持つ

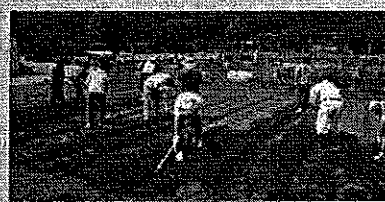
チャレンジ体験

(産業界の求人ニーズの高い
業種等で1か月程度就労体験)

(任意)集中訓練プログラム
合宿形式を含むサポート、
自信回復、職場に必要な基礎
的能力付与、就職活動に向け
ての基礎知識獲得等を集中的
に実施



コミュニケーション訓練



農業での実習

- 地域の若者支援機関等
と連携
- 学校、ハローワークと中
退者情報を共有し支援

サポステ利用者等の声



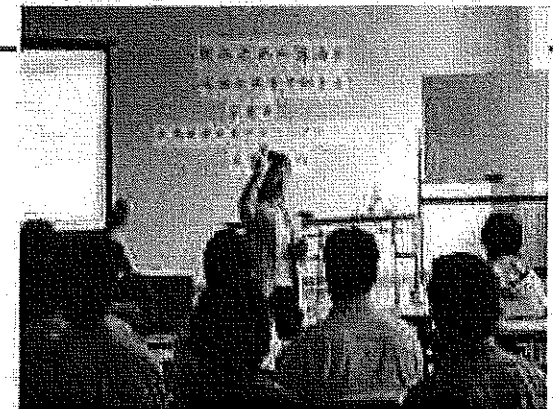
利用者の声

- 何よりも収穫だったのは、信じがたいけど、世の中には僕なんかを手助けしてくれる人たちがいるという事実を知ったことでした。（高卒以来ブランクの20代男性⇒清掃業でアルバイトを開始）
- 転職活動に怖い感情がありました。私にとってサポステは、心を開いて話せる場所、自信を持てるようになった場所です。（1年間就職できず、自己否定感が強くなっていた20代後半女性⇒正社員で内定）
- バイトでいつも短期間で解雇になり、働くことをあきらめかかっていた。サポステスタッフに出会ってなければ、今の仕事にはつけていないと思います。（職場でなじめないことが多かった20代男性⇒アルバイトで就労後、同じ職場で正社員として就労中）

保護者の声

- 息子が怖くて、顔すら見られなくなっていました。サポステの方の助言により、息子が好きな「料理をすること」をきっかけにコミュニケーションがとれるようになりました。（仕事での失敗を機にひきこもり、両親を拒絶し続けた20代後半男性の母親⇒両親からのサポステへの誘いを受け入れ、面談と研修を受けながら就労準備中）

保護者向けセミナー



勤労青少年福祉法等の一部を改正する法律案 (「青少年の雇用の促進等に関する法律」)

適切な職業選択の支援に関する措置、職業能力の開発・向上に関する措置等を総合的に講ずることにより、青少年の雇用の促進等を図り、能力を有効に発揮できる環境を整備するため、関係法律についての所要の整備等を行う。

1. 円滑な就職実現等に向けた取組の促進（勤労青少年福祉法等の一部改正）

(1) 関係者の責務の明確化等

国、地方公共団体、事業主等の関係者の責務を明確化するとともに、関係者相互に連携を図ることとする。

(2) 適職選択のための取組促進

- ① 職場情報については、新卒者の募集を行う企業に対し、企業規模を問わず、(i)幅広い情報提供を努力義務化、(ii)応募者等から求めがあった場合は、3類型ごとに1つ以上の情報提供を義務化。
▶ 提供する情報：(ア)募集・採用に関する状況、(イ)労働時間等に関する状況、(ウ)職業能力の開発・向上に関する状況
- ② ハローワークは、一定の労働関係法令違反の求人者について、新卒者の求人申込みを受理しないことができることとする。
▶ ハローワークは求人申込みをすべて受理しなければならないこととする職業安定法の特例
- ③ 青少年に係る雇用管理の状況が優良な中小企業について、厚生労働大臣による新たな認定制度を設ける。

(3) 職業能力の開発・向上及び自立の促進

- ① 国は、地方公共団体等と連携し、青少年に対し、ジョブカード(職務経歴等記録書)の活用や職業訓練等の措置を講ずる。
- ② 国は、いわゆるニート等の青少年に対し、特性に応じた相談機会の提供、職業生活における自立支援のための施設(地域若者サポートステーション)の整備等の必要な措置を講ずる。

(4) その他

- ① 勤労青少年福祉法の題名を「青少年の雇用の促進等に関する法律」に改める。
- ② ハローワークが学校と連携して職業指導等を行う対象として、「中退者」を位置付ける。(職業安定法改正)

2. 職業能力の開発・向上の支援（職業能力開発促進法の一部改正）

(1) ジョブカード（職務経歴等記録書）の普及・促進

国は、職務の経歴、職業能力等を明らかにする書面の様式を定め、その普及に努める。

(2) キャリアコンサルタントの登録制の創設

キャリアコンサルタントを登録制とし、名称独占・守秘義務を規定する。

(3) 対人サービス分野等を対象にした技能検定制度の整備

技能検定の実技試験について、厚生労働省令で定めるところにより検定職種ごと、実践的な能力評価の実施方法を規定する。

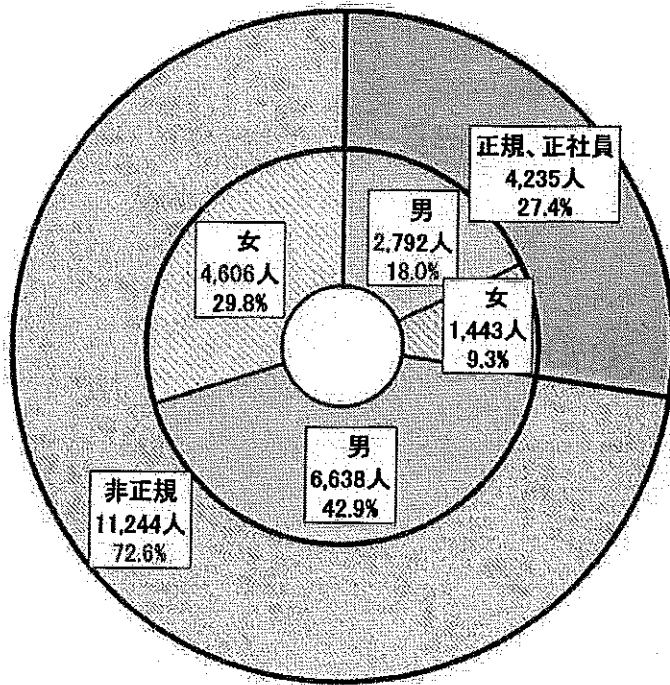
平成27年度地域若者サポートステーション事業の実績



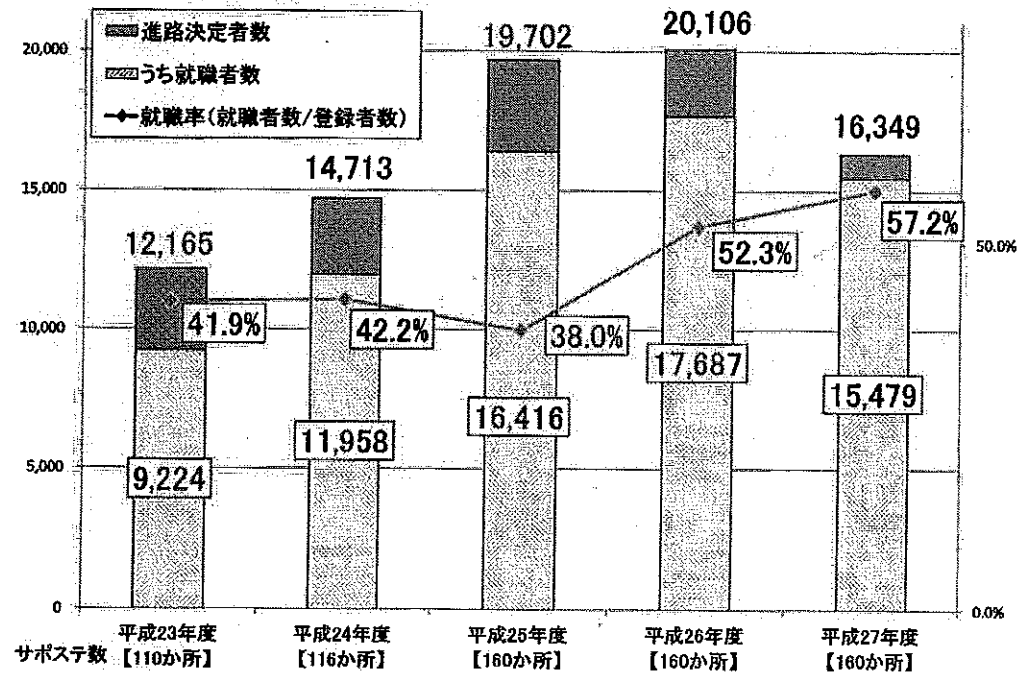
1. 利用者数等実績

	就職者数(人)	登録者数(人)	総利用件数(件)	相談件数(件)	セミナー参加者数(人)
男	9,430	16,474	533,192	320,051	213,141
女	6,049	10,572			
計	15,479	27,046			

2. 就職者の内訳



3. 実績の推移



※ 平成27年度より、「就職者」について雇用保険被保険者になり得る就職者に限定

平成27年度 上越地域若者サポートステーション 利用状況

1. 利用状況

区分	月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	計	平成26年度	昨対
新規登録者数		5	4	7	5	2	3	4	5	8	6	7	5	61	108	▲45
未登録相談者数		2	4	9	0	4	2	3	3	1	3	6	1	44	-	-
来所者数(延べ)		140	152	200	193	140	137	204	146	159	116	121	179	1887	2160	▲273
来所者内訳																
本人		133	141	186	171	130	134	194	122	91	107	111	160	1680	1892	▲212
保護者		7	8	13	22	5	2	10	24	2	8	10	17	128	215	▲87
その他		0	3	1	0	5	1	0	0	66	1	0	2	79	53	26
相談件数(総数)		74	92	108	104	84	90	109	65	43	61	80	103	1011	1596	▲585
相談件数内訳(来所)																
本人		17	27	43	35	37	37	42	27	21	25	29	52	392	533	▲141
保護者		5	3	6	7	2	0	5	4	2	2	8	2	46	91	▲45
その他		0	1	1	0	2	1	0	0	0	0	0	0	5	0	▲5
相談件数内訳(電話・mail)																
本人		38	35	43	45	32	38	40	26	16	21	32	38	404	645	▲241
保護者		14	23	11	17	8	13	20	8	3	12	10	10	149	312	▲163
その他		0	3	2	0	3	1	2	0	1	1	1	1	15	15	0
進路決定者数※進路決定=就労		1	3	3	3	4	3	1	5	3	1	2	2	31	69	▲38
進路決定内訳																
正社員		1	1	0	1	0	1	1	0	1	0	0	0	6	8	▲2
それ以外		0	2	3	2	4	2	0	5	2	1	2	2	25	30	▲5

2. 新規登録者の区分状況

区分	月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	計	平成26年度	昨対
年齢別	19歳以下			2					1					3	7	▲4
	20～24歳	5	1	4	3		1	2	2	3	2	6	2	31	36	▲5
	25～29歳		3		1	1	1	1	2	3	2	1	1	16	34	▲18
	30～34歳			1	1	1	1	1	1	2	1		1	9	17	▲8
	35歳以上											1		2	12	▲10
不明														0	0	0
男女別	男性	2	1	2	4	1	3	3	1	3	5	5	4	34	69	▲35
	女性	3	3	5	1	1	0	1	4	5	1	2	1	27	37	▲10

3. 新規登録者の居住地域

地域	月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	計	平成26年度	昨対
上越市		5	4	7	5	2	3	3	4	5	6	7	4	55	77	▲22
糸魚川市										1			1	2	7	▲5
妙高市								1	1	2				4	19	▲15
その他														0	3	▲3

4. 未登録相談者の居住地域

地域	月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	計
上越市		1	3	7	5	1	2	2	3	1	3	5	1	34
糸魚川市		1		1		1						1		4
妙高市			1	1	1	2								5
その他								1						1

出張相談会相談件数

地域	月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	計	平成26年度	昨対
上越市	直江津地区			2				0					3	5	6	13
	柿崎区	3						1						4		
	三和区					0								0		
	板倉区				3						0			3		
	浦川原区									2				2		
	大潟区					1						4		5		
糸魚川市		2		1		0		1		1		2		7	17	▲10
妙高市			2		3		3		1		3		2	14	12	2

平成27年度 事業実施概要

実施事業	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
出張相談会	糸魚川市 上越市	妙高市 上越市	糸魚川市 上越市	妙高市 上越市	糸魚川市 上越市	妙高市 上越市	糸魚川市 上越市	妙高市 上越市	糸魚川市 上越市	妙高市 上越市	糸魚川市 上越市	妙高市 上越市
プログラム	コミュニティスペース	コミュニティスペース	コミュニティスペース	コミュニティスペース	コミュニティスペース	コミュニティスペース	コミュニティスペース	コミュニティスペース	コミュニティスペース	コミュニティスペース	コミュニティスペース	コミュニティスペース
	コミュニティカフェ	コミュニティカフェ	コミュニティカフェ	コミュニティカフェ	コミュニティカフェ	コミュニティカフェ	コミュニティカフェ	コミュニティカフェ	コミュニティカフェ	コミュニティカフェ	コミュニティカフェ	コミュニティカフェ
	学習タイム	学習タイム	学習タイム	学習タイム	学習タイム	学習タイム	学習タイム	学習タイム	学習タイム	学習タイム	学習タイム	学習タイム
	社会参加活動	社会参加活動	社会参加活動	社会参加活動	社会参加活動	社会参加活動	社会参加活動	社会参加活動	社会参加活動	社会参加活動	社会参加活動	社会参加活動
						PC講座	PC講座	PC講座				
			社会人基礎力講座	社会人基礎力講座	社会人基礎力講座				社会人基礎力講座	社会人基礎力講座	社会人基礎力講座	社会人基礎力講座
		体カづくり	体カづくり		体カづくり		体カづくり		体カづくり		体カづくり	体カづくり
			女子会								女子会	女子会
		調理実習		調理実習		調理実習		調理実習		調理実習		調理実習
	セミナー					認知行動療法セミナー	認知行動療法セミナー		サポステ卒業生懇談会	認知行動療法フォローアップセミナー		
				親サポートセミナー				親サポートセミナー				親サポートセミナー
会議・催事 その他				ネットワーク会議		福祉交流プラザふれあいフェスタ	臨床研修医の施設研修における事業説明	ネットワーク実務者会議				
						城東中学校生徒に対する総合的学習への対応		県高等学校PTA連合会研修会にて講話・杉並区視察への対応事業説明	サポステ講演会			上越市教育委員会教育長との懇談事業説明

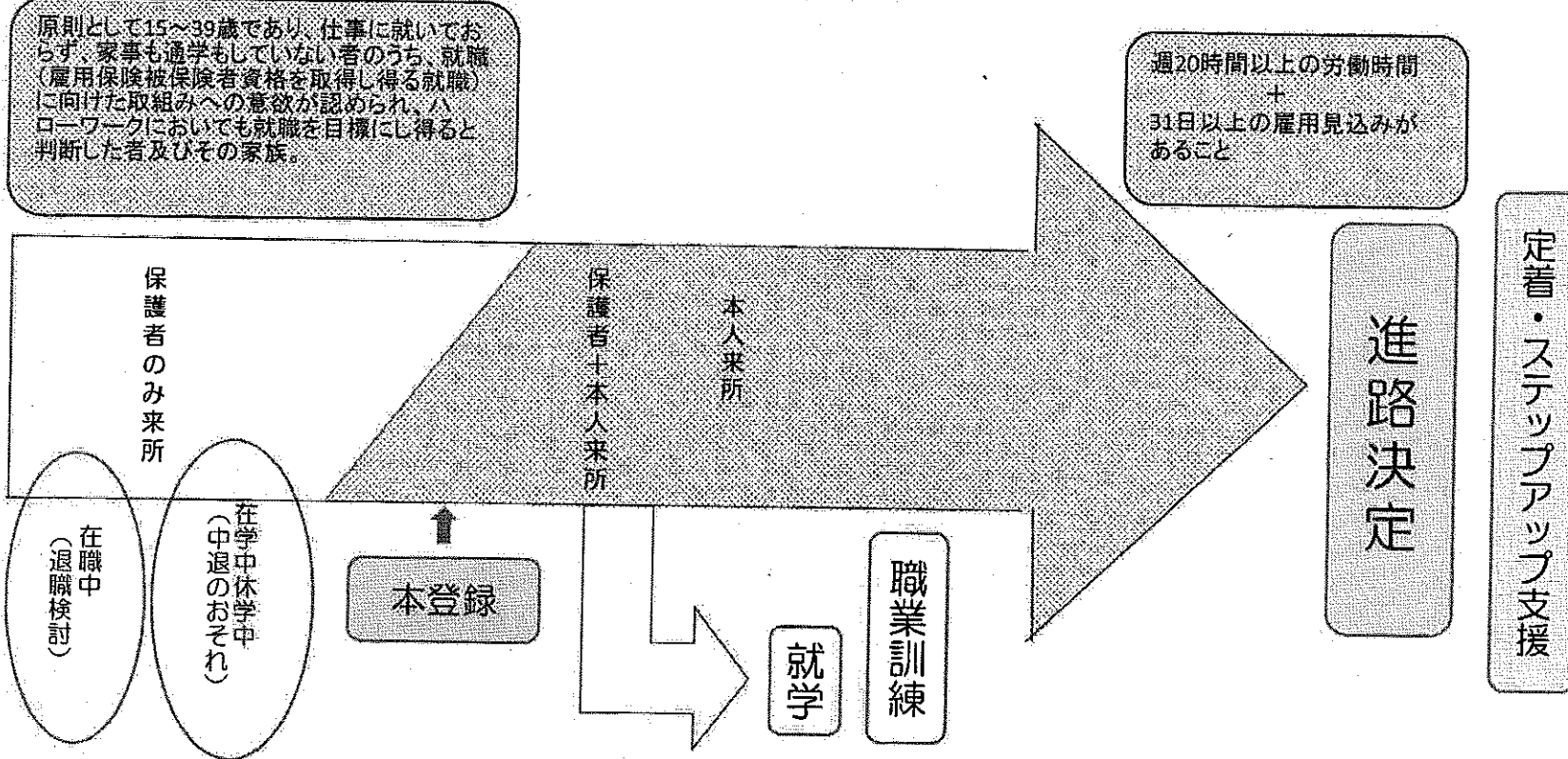
出張相談 上越市については、13区のうち6か所の各コミュニティプラザまたは地区公民館を会場として実施

糸魚川市 妙高市については、隔月でふれあい会館ならびに地区公民館を会場として実施

若年者自立支援ネットワーク実務者会議 支援者どうしの顔の見える関係づくりを目的として開催

(内容) サポステ概要説明および上越サポステの利用状況(25年度分) グループ内での話し合い(事例紹介)

28年度 サポステ新規登録および進路決定実績値の範囲



H28年 4～6月 新規相談内訳

	未登録者	登録者	昨対
4月	2	5	0
5月	3	9	5
6月	2	5	-2

進路決定者	昨対
5	4
5	2
4	1

平成28年度 上越地域若者サポートステーション 利用状況

1. 利用状況

(単位:件)

区分	月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	計
新規登録者数		5	9	5										19
未登録相談者数		2	3	2										7
来所者数(延べ) ⁽¹⁾		135	119	159										413
来所者内訳														
本人		129	110	156										395
保護者		6	9	3										18
その他		0	0	0										0
相談件数(総数)		86	95	105										286
相談件数内訳(来所)														
本人		38	46	56										140
保護者		3	4	1										8
その他		0	0	0										0
相談件数内訳(電話・mail)														
本人		36	37	38										111
保護者		8	8	10										26
その他		1	0	0										1
進路決定者数 ⁽²⁾ ※進路決定=就労		5	5	4										14
進路決定内訳														
正社員		2	2	1										5
それ以外		3	3	3										9

2. 新規登録者の区分状況

区分	月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	計
年齢別	19歳以下			2										2
	20～24歳	2	2	1										5
	25～29歳	2	4	1										7
	30～34歳	1	1	1										3
	35歳以上		2											2
	不明													
男女別	男性	4	6	4										14
	女性	1	3	1										5

3. 新規登録者の居住地域

地域	月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	計
上越市		3	6	2										11
糸魚川市		2		1										3
妙高市			3	2										5
その他														0

4. 未登録相談者の居住地域

地域	月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	計
上越市		2	2	1										5
糸魚川市														0
妙高市			1											1
その他				1										1

平成28年度 上越地域若者サポートステーション 年間行事予定表

2016.7現在

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1	金	日	水	金	日	水	金	日	水	金	日	水
2	土	月	木	土	月	木	土	月	木	土	月	木
3	日	火	金	日	火	金	日	火	金	日	火	金
4	月	水	土	月	水	土	月	水	土	月	水	土
5	火	木	日	火	木	日	火	木	日	火	木	日
6	水	金	月	水	金	月	水	金	月	水	金	月
7	木	土	火	木	土	火	木	土	火	木	土	火
8	金	日	月	金	日	月	金	日	月	金	日	月
9	土	月	火	土	月	火	土	月	火	土	月	火
10	日	火	金	日	火	金	日	火	金	日	火	金
11	月	水	土	月	水	土	月	水	土	月	水	土
12	火	木	日	火	木	日	火	木	日	火	木	日
13	水	金	月	水	金	月	水	金	月	水	金	月
14	木	土	火	木	土	火	木	土	火	木	土	火
15	金	日	月	金	日	月	金	日	月	金	日	月
16	土	月	火	土	月	火	土	月	火	土	月	火
17	日	火	金	日	火	金	日	火	金	日	火	金
18	月	水	土	月	水	土	月	水	土	月	水	土
19	火	木	日	火	木	日	火	木	日	火	木	日
20	水	金	月	水	金	月	水	金	月	水	金	月
21	木	土	火	木	土	火	木	土	火	木	土	火
22	金	日	月	金	日	月	金	日	月	金	日	月
23	土	月	火	土	月	火	土	月	火	土	月	火
24	日	火	金	日	火	金	日	火	金	日	火	金
25	月	水	土	月	水	土	月	水	土	月	水	土
26	火	木	日	火	木	日	火	木	日	火	木	日
27	水	金	月	水	金	月	水	金	月	水	金	月
28	木	土	火	木	土	火	木	土	火	木	土	火
29	金	日	月	金	日	月	金	日	月	金	日	月
30	土	月	火	土	月	火	土	月	火	土	月	火
31	日	火	金	日	火	金	日	火	金	日	火	金
備考			ホニキの就職セミナー 6～8月のうち4日間開催				ホニキの就職セミナー 10～11月のうち4日間開催				ホニキの就職セミナー 2～3月のうち4日間開催	

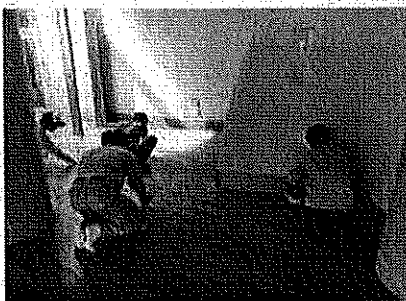
上越地域若者サポートステーション 利用プログラム紹介

コミュニティスペース（毎週木曜午前 10:00～）



生活リズムを整え、発声練習やアイスブレイク等のプログラムによるグループ活動をおこなっています。
コミュニケーショントレーニングを中心とした内容をおこない、人との関わり方に慣れることを目的としています。

社会参加活動（毎週火曜日 午後）



社会参加活動として、さまざまな屋外活動やボランティアをしています。プログラム活動は、社会参加することの大切さを学び、自己理解を深め、進路について考えたりする機会になっています。（内容）図書館 花壇整備 ティサービス 公園施設整備 水族館での作業 など

学習タイム（毎週水曜日 午前）



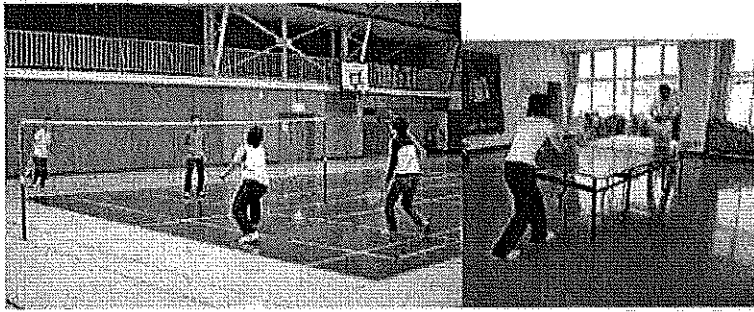
日常生活で使う漢字、計算、英単語等、基礎学力を付けることを目的としています。
毎週、繰り返しおこなって積み重ねを大切にします。
希望者には高卒認定試験に向けた学習指導をおこないます。

パソコン講座（秋季開催）



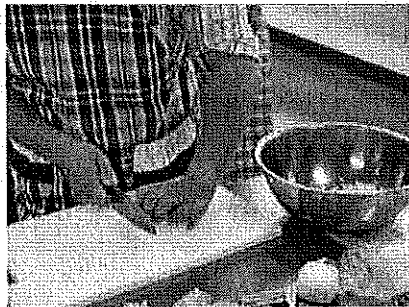
就労に向けてパソコンスキルはどんな職種でも必須となっています。実務経験がなく不安だという方の今後の大きな自信となっています。
全12回、参加された方のほとんどが休まず出席する人気の講座です。

体力作り (定期)



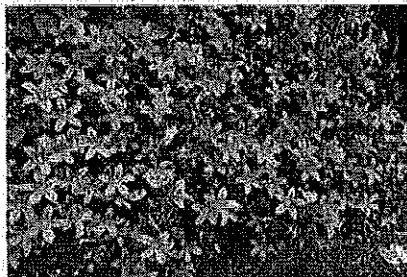
就労のためには体が資本。
何をするにもまずは体力です。
球技 卓球 バドミントン バレ
ーなど 楽しく汗を流して基礎体
力をつけます。

調理実習 (定期)



基本的な生活力をつける。得意な人もそうでない人も、
周囲と協力しながら作業に取り組む力を養います。
メニューを皆で考えることから始めます。
模擬的な打合せ・会議をおこない、計画から実行までの
プロセスを経験します。

女子会 (定期)



興味関心のあることについてや、普段なかなか人に聞けな
いことなどを話しあったりします。
また、お菓子づくりやアロマグッズなどをしたりとバラエ
ティにとんだ活動をしています。

親サポートセミナー (保護者会)

保護者の方を対象に、本人とどう向き合えばよいのか、心構え等さまざまな
テーマで語りあったり、ミニ学習会、講演会を開催しています。

出張相談会 (上越市 妙高市 糸魚川市)

上越市内 糸魚川市、妙高市は指定の実施会場にておこないます。

職場体験・見学



仕事の実際ってどんなだろう。
求職活動をするにあたっての
不安や疑問、職業理解を深める
ために職場体験や見学を実施
しています。

就活の不安を なんとかしたい。

ひとつでもチェックが付くかたは、このプログラムの受講をオススメします。

なかなか求人応募に
踏み出せない



就職活動が
どうしても苦手



自分に
自信が持てない



応募はしているけど、
内定が出ない



1人での
就職活動が不安



何から始めたら
よいかわからない



応募活動に入られた方から「応募に対する不安が強い」「なかなか応募に踏み切れない」「自分に自信が持てない」という声をよく聞きます。

この「ホンキの就職」は、そんな悩みや不安を抱えた方が、一緒に就職を目指すプログラムです。参加者からは「同じ立場の仲間ができて勇気が出た」「みんなからのアドバイスで自信がついた」などの感想を頂き、3人に2人が受講後3ヶ月以内に内定を獲得していて、すぐに役立つプログラムになっています。

ひとりじゃない、仲間と一緒に就職活動をはじめませんか。



若者のための就職応援プログラム
ホンキの就職







仲間と一緒に就職活動だから、勇気が出る！セミナーの詳細は裏面でチェック！

応募に前向きになれるプログラムです!



プログラムの内容

-  **【1日目】** 可能性発見ツールで自分を知り、就職マーケットを知ろう!
-  **【2日目】** 「就職するってどういうことか」をみんなで考えよう!
-  **【3日目】** 面接練習を繰り返し、「自己PR」を伝えるコツをつかもう!
-  **【4日目】** 面接練習を繰り返し、「志望動機」を伝えるコツをつかもう!

目 標

- ① いっしょに就職活動を進める仲間をつくる
- ② 自己分析・自己理解を深め、応募する仕事の選択肢を広げる
- ③ 就職活動の進め方を見つめ直し、「応募件数」を増やす

対 象

- ①就職活動を始めている方
- ②4日間すべて参加できる方
- ③グループの中で自分の意見を発言し、周囲の話の聞くことができる方

開催日時

2016年 7月19日(火) 22日(金) 26日(火) 29日(金)
各日程13時00分～17時30分(初日は開始15分前に集合ください)

開催場所

上越市福祉交流プラザ(上越市寺町2-20-1)

申込方法・締切

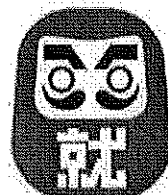
電話受付 締切 7月14日

問合せ先

025-524-3185

注 意

上越地域若者サポートステーション
※株式会社リクルートホールディングスより、プログラムの提供を受けて実施しています



**7月19日より【上越地域】の若年未就職者向けに
リクルートホールディングスと連携して
若者のための就職応援プログラム『ホンキの就職』を開始！**

上越地域若者サポートステーション【上越市寺町2-20-1上越市福祉交流プラザ内 受託団体：公益財団法人 新潟県雇用環境整備財団（上越市本町3）】は、2016年7月19日より、株式会社リクルートホールディングス（代表取締役社長兼 CEO：峰岸真澄）と連携し、同社の社会貢献活動である若者のための就職応援プログラム『ホンキの就職』を【上越地域】の未就職の若者向けに提供を始めます。

■【上越地域】の若者の就職を応援

『ホンキの就職』開始の背景

上越地域若者サポートステーション（サポステ）では、若者が就職等進路決定する支援を実施しています。実際、多くの若者が登録後数か月経つと「あとは就職活動を進めるだけ」というところまで成長するものの、「応募」が苦手な就職活動が停滞してしまうことが多くあります。そのため、「出口」支援の充実が課題となっていました。『ホンキの就職』プログラムは、応募活動が習慣化される仕組みや、「得意なこと」をベースに、幅広い職種選びが出来るコツ、面接で自信をもって話せるようになるメソッドを通じて、通算19,000人以上が参加、3か月以内の内定率60%以上の実績があります。今回このプログラムをサポステでも提供することによって、より若者の就職支援を充実させることを目指します。

プログラムの内容

就職に行き詰まっている若者に対して、自信を回復し、定期的に応募活動に取り組むようになり、3ヶ月以内の内定を目指すプログラムです*。
4日間かけて学べるので、しっかり身に付けることが出来ます。

「プログラムの特徴」

実践練習でコツを身につける「4Days Group Work」。
就職しづらい方の行動特徴を以下の3点と捉え、それぞれを解消するプログラムを提供。

1. 職業イメージの不足による、応募先への固執
2. 応募行動への苦手意識と、それによる応募行動量の不足
3. 履歴書に空白期間があることによる面接への不安と面接スキルの不足



▲グループワークのイメージ

「プログラムの流れ」



概要

<4Days Group Work>
形式：1日4.5時間×4日間/グループワーク型
課題：プログラム期間中に3件応募
セミナー内容：関係構築 / 自己分析 / 就職マーケットの理解 / 面接のコツレクチャー / 面接練習

*：リクルートグループが雇用領域で得た知見を基にプログラム開発。

今後のスケジュール

「4Days Group Work」開催日程

※時間はいずれも13時～17時30分

第1日目：7月19日（火） / 第2日目：7月22日（金）

第3日目：7月26日（火） / 第4日目：7月29日（金）



▲自己分析に取り組む

【本件に関するお問い合わせ先】
上越地域若者サポートステーション（上越市寺町2-20-1上越市福祉交流プラザ内）
担当：吉岡
TEL: 025-524-3185

じょうえつサポステ通信

平成 28 年度 第 2 号

発行：上越地域若者サポートステーション

無料出張相談会のお知らせ

サポステホームページ等でご案内しておりますとおり、今年度も上越市・糸魚川市・妙高市の3市で無料出張相談会を行っております。

15歳から39歳までの就労に悩む本人または保護者の方が対象です。お気軽にご利用ください。

※相談は予約制です。

★7～9月の無料出張相談会開催予定★

相談会開催地		開催日	会場
上越市	頸城区	7月20日(水)	ユートピアくびき希望館
	柿崎区	8月31日(水)	柿崎地区公民館
	直江津地区	9月21日(水)	直江津学びの交流館
糸魚川市		8月24日(水)	糸魚川地区公民館
妙高市		7月27日(水), 9月28日(水)	新井ふれあい会館

無料出張相談会はいずれも13:00～16:00に行います。

相談会についてのお問い合わせ、また、相談をご希望される方は、上越サポステへご連絡ください。

上越サポステ ▶ 025-524-3185 受付時間 ▶ 8:30～17:00 (土日祝日を除きます)

第10回 親サポのご案内

以下の内容で、第10回親サポ(親サポート・セミナー)を開催します。

就労に悩む15～39歳のお子さんがいらっしゃる保護者(ご家族)を対象としたセミナーです。

第10回テーマ「就労していないわが子との生活のなかで」

講師：五十嵐 透子 先生(上越教育大学大学院教授)

< 日時 > 平成 28 年 7 月 9 日 (土) 13:30～15:30 参加無料・要予約

お子さんとの生活のなかで感じていること、気になることなどを話してみませんか？

当日は参加者同士のフリートークや五十嵐先生への質問タイムを予定しております。

親サポ……ご家族(特に保護者)の方を対象に「自分や相手(家族)とどのように向き合えばよいのか」「必要な心構えとは」など、様々なテーマでディスカッションや講演会を行っています。

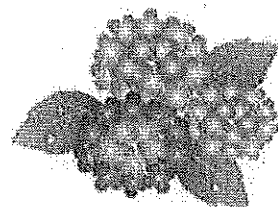
※親サポは予約制です。参加をご希望の方は、上越サポステへご連絡ください。

上越サポステ…025-524-3185

受付…8:30～17:00(土日祝日は除きます)

会場…上越市福祉交流プラザ第4会議室

締切…7/8(金)17:00



厚生労働省委託事業「上越地域若者サポートステーション」とは

15～39歳までの方を対象とし、働くまでの過程で悩んだりつまずいたりしている方、人との接し方で悩んでいる方などが問題を解決できるように、ご本人の希望を尊重しながら様々なサポートを行っています。

① 相談（要予約） 月～金曜日 8:30～16:00

ご本人やご家族の状態に合わせ、産業カウンセラーやキャリアカウンセラー、臨床心理士などの有資格者が対応します。また、ご本人やご家族の他に、学校等関連機関からの相談も対応させていただきますので、お気軽にお問い合わせください。※必要に応じて、PC講座などの講習会も実施しています。

② グループ活動（コミュニティスペース・コミュニティカフェ・女子会など）

プログラムを活用し、生活リズムを整えます。調理実習やスポーツ、ガーデニングなどいろいろな活動を一緒にやっていきます。

サポステでは、若者に就労体験の場を提供して下さる企業を募集しています。地域の皆様のご協力をお待ちしています。

③ ジョブトレーニング（就労体験）

プチ社会人になって、就労体験、職場見学、社会参加活動（水族館、介護施設など）を行います。就職に必要な応募書類の書き方、面接の受け方、ビジネスマナーなどを学びます。

④ 親サポ

ご家族やご親戚、知人、教育関係者などの方を対象に、年間複数回の講演会やディスカッションを開きます。

⑤ 職場定着支援・ステップアップ支援

職場定着またはステップアップ＜期限の定めのある雇用契約から期限の定めのない雇用契約への変更、資格取得等＞を希望する方に対して、相談支援およびトレーニング等を行っています。
※過去にサポステを利用し就労した方が対象となります。

⑥ 学校連携プログラム

サポステと学校との連携により、中退された方（予定者含む）や中学校卒業後の進路が決まっていない方を支援しています。

上越サポステが、若者の一歩を応援します。

～まずは電話・メールでお問い合わせください～

上越地域若者サポートステーション

〒943-0892 新潟県上越市寺町2丁目20-1
上越市福祉交流プラザ内

TEL ▶025-524-3185

FAX ▶025-524-3285

E-mail ▶info@j-saposute.jp

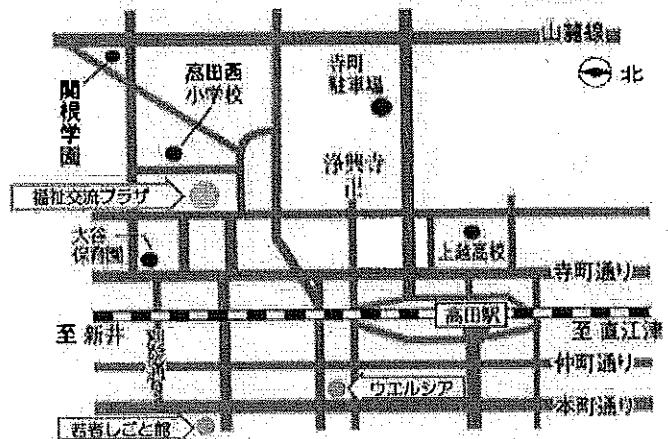
ホームページ ▶http://www.j-saposute.jp

受付時間 ▶ 8:30～17:00

（土日祝日・年末年始を除きます）

相談無料・秘密厳守

上越サポステ
Access Map



公益財団法人 新潟県雇用環境整備財団

〒943-0832 新潟県上越市本町3-4-1 センバンビル TEL ▶025-526-3310 ホームページ ▶http://www.j-life.or.jp

平成 28 年度地域若者サポートステーション事業の概要

1 趣旨・目的

若者の数が減っているにもかかわらず、若年無業者数は近年、約 60 万人で高止まりしている。これら若年無業者等の就労を支援することは、若者の可能性を広げるだけでなく、将来生活保護に陥るリスクを未然に防止し、経済的に自立させ、地域社会の支え手とするとともに、我が国の産業の担い手を育てるために重要な施策である。

このため、若年無業者等の若者が充実した職業生活を送り、我が国の将来を支える人材となるよう「地域若者サポートステーション（以下「サポステ」という。）」において、地方自治体と協働し、職業的自立に向けての専門的相談支援、就職後の定着・ステップアップ支援、若年無業者等集中訓練プログラムを実施する。

2 事業内容

地方公共団体の支援の下に、サポステを核とした若者支援のための各支援機関ネットワークを整備し、当該ネットワークを活用し、ハローワーク等と連携して若年無業者等の職業的自立に向けた支援を行う。

(1) サポステ相談等支援事業

ア 相談等支援

キャリアコンサルタントなどのキャリア形成支援を行う者が支援対象者毎に支援計画の作成を行い、その計画に基づき、就職に向けた相談支援及び個別・グループによる就労に向け踏み出すためのプログラム等を利用した支援を行う。ハローワークへの誘導をはじめとする支援対象者にとってその時々にもっとも適した支援が継続的に受けられるように配慮する。

イ ハローワーク等他の若者支援機関との連携

支援対象者に対し、適した支援を継続的に行うことができるよう、支援対象者の状況に応じて他の若者支援機関に誘導する等、各機関間で担当者レベルの恒常的な連携を行う。さらに、学校を支援機関ネットワークに加えることで、本人や家族の同意の下、学校とハローワーク及びサポステ間での中途退学者情報の共有を推進し、サポステ等での支援につなげる。併せて、学校から中途退学する可能性が明確化した者に対する支援の要請があった場合は、必要に応じて学校等へ訪問し、支援を実施する。

(2) 若年無業者等集中訓練プログラム事業（一部サポステで実施）

合宿形式を含む生活面等のサポートと職場実習の訓練を集中的に行い、就労に結びつける。（プログラム開始予定日において、15～39 歳であるサポステ登録者が対象。）

(3) 定着・ステップアップ事業

サポステの支援を受けて就職した者に、就労後の職場定着のためのフォロー等を実施するほか、より安定した就労形態にステップアップできるよう支援を行う。

上越地域若者サポートステーション利用規約

【ご利用の目的】

- 上越地域若者サポートステーション(以下「サポステ」)は、厚生労働省からの委託を受けて、公益財団法人 新潟県雇用環境整備財団が運営しています。学校卒業後、中途退学後または離職後に様々な要因によって無業状態にある若者の職業的自立に向けて、職業の斡旋・紹介は行っておりませんが、地域のネットワークを活用しながら支援を行う機関です。

【ご利用できる方】

- 原則として、15歳から39歳の若者とそのご家族で、次のいずれかに該当する方。
- ・仕事に就いておらず、家事も通学もしていない方で就労を目指す方。
 - ・サポステの支援を受けて、アルバイトなど期間の定めのある雇用により進路決定した方で、さらに安定就労(期間の定めのない雇用)を目指す方。
- 現在、医療機関に通院治療中の方や、心理職専門家(臨床心理士等)によるカウンセリングを受けている方でサポステを利用される場合は、「サポステに通うことが可能であるか」、「就労等に向けた活動が可能であるか」といった点について主治医や心理職専門家の確認をとっていただくことが必要となります。また、ご本人の了解を得た上で、必要に応じてサポステスタッフが主治医や心理職専門家へ連絡させていただく場合があります。

【主な支援内容】

- 担当相談員(キャリア・コンサルタント等)による個別相談支援
- 就労支援プログラムの実施
- ・就労意欲や各種スキルの向上を目指したセミナー
 - ・職場見学、職業体験
 - ・その他

【支援方針】

- 利用者の状況や、ご要望等を踏まえた目標と、目安とする支援期間を設定した上で、進路決定に向けた継続的な支援を行います。
- 設定した目標や支援期間、支援内容・方法等については、必要に応じて適宜見直しを行います。
- 当サポステでの支援だけで進路決定が難しいと判断した場合は、より適切な支援機関をご紹介します。

【ご利用方法】

- サポステでの支援・サービスをご利用いただくためには登録が必要となります。
- 登録に際しては、必ず利用者ご本人またはご家族との面談を実施させていただきます。

- 登録完了後の各種支援・サービスのご利用は、原則として予約制となります。
- 予約を取り消す場合は、必ず事前にサポステまでご連絡ください。無断でのキャンセルが続く場合は、次回の予約をお断りする場合があります。

【ご利用時間】

・開所日	・休館日
◆月曜～金曜 8:30～17:00	◆土曜、日曜祝日(年末年始) (12月29日～1月3日)

【ご利用料金】

- 個別相談支援は無料です。ただし、サポステへの来所のための交通費、飲食代等は自己負担です。
- 就労支援プログラム等へのご参加に際し、実費相当額をご負担いただく場合があります。

【施設利用上のお願い】

- サポステ施設内及びサポステの活動中における以下のような行為は禁止されています。該当する行為があった際には、強制退出または支援を中断する場合があります。
 - ・けんか、暴言、威嚇、暴力等、他人に迷惑をかけるような行為
 - ・刃物等の危険物の持ち込み
 - ・営利行為、勧誘活動、宗教活動、政治活動
 - ・サポステスタッフルーム(コーナー)への出入り
 - ・サポステ利用時間以外での利用や入室
- サポステ施設や施設内にあるパソコン、備品、各種機材等を利用する際は、事前にサポステスタッフの了解を得た上で、決められたルールに従って行ってください。利用者の行為によってサポステ施設やサポステ所有物に物的損害が生じた場合は、各自の責任により弁償していただきます。
- 貴重品や私物の管理は自分の責任で行ってください。サポステ内での私物の紛失や破損については責任を負いません。
- サポステ施設内は禁煙です。

【進路決定時等のご連絡のお願い】

- サポステの利用を経て就職や進学等の進路が決定したときには、お手数ですが必ずサポステスタッフまでご連絡ください。
- 一定期間サポステのご利用がない場合は、サポステから電話等で状況を確認させていただきます。
- 連絡先の変更があった場合、転居等でサポステへの来所が困難になった場合にもご連絡ください。

【利用者間の交流】

- サポステ利用者間での個人情報の交換、金銭の貸借に関しては、サポステとして責任を

負いません。やむを得ない事情で行う場合は、あくまで個人の責任で行ってください。

【個人情報の取り扱い】

- サポステとして得た利用者の個人情報については、サポステ(またはサポステの運営団体)が定めた規定に則り、厳重に管理し取り扱います。詳細については、別紙(個人情報保護規則)にて説明させていただきます。
- より良い支援を行うために、登録の際に記入いただいた内容や相談内容等はサポステスタッフ間で共有させていただきます。
- 他の支援機関との連携が必要な場合や、サポステから他の支援機関をご紹介する場合は、利用者の同意を得た上で、当該の支援機関と情報を共有させていただきます。

【事故・災害等が発生した場合の対応】

- サポステ活動中に、利用者の怪我や事故が起きた場合は、サポステスタッフが必要な対応を行うとともに、速やかにご家族に連絡します。
- サポステ活動中、または自宅と活動場所との往復中に生じた利用者の怪我(けが)や事故が起きた場合は、サポステでは損害保険等、その保障(ほしょう)はしておりませんので各自、必要な措置(保険加入等)をとってください。
- 火災、地震等の大規模自然災害が発生した場合は、サポステスタッフが避難誘導を行います。

【支援・サービスの実施が困難な場合】

- 以下のようなケースでは、当サポステでの支援を中止させていただきます。
 - ・他の利用者、関係機関、サポステ及びサポステスタッフ等に対する暴言・暴力やネット上での誹謗・中傷、ストーカー行為等の多大な迷惑行為があった場合
 - ・サポステスタッフに対し虚偽の事実を伝えた場合
 - ・利用規約等に対する重大な違反があった場合
 - ・職業的自立に向けた意欲やサポステの活動に取り組む意欲がないとサポステが判断した場合
 - ・健康上等の理由により就労等を目指すことが難しいとサポステが判断した場合

【利用規約の変更】

- 利用規約の内容を、事前に通告することなく変更する場合があります。
- 変更内容については、サポステ来所時での個別説明、サポステ内での掲示、ホームページでの掲載などの方法で、利用者の皆様にお知らせします。

【利用者の署名】

○以上の内容を了解した上でサポステを利用することに同意します。

利用者署名 _____ 平成 年 月 日

* 利用者が未成年の場合は保護者の方の署名もお願い致します。

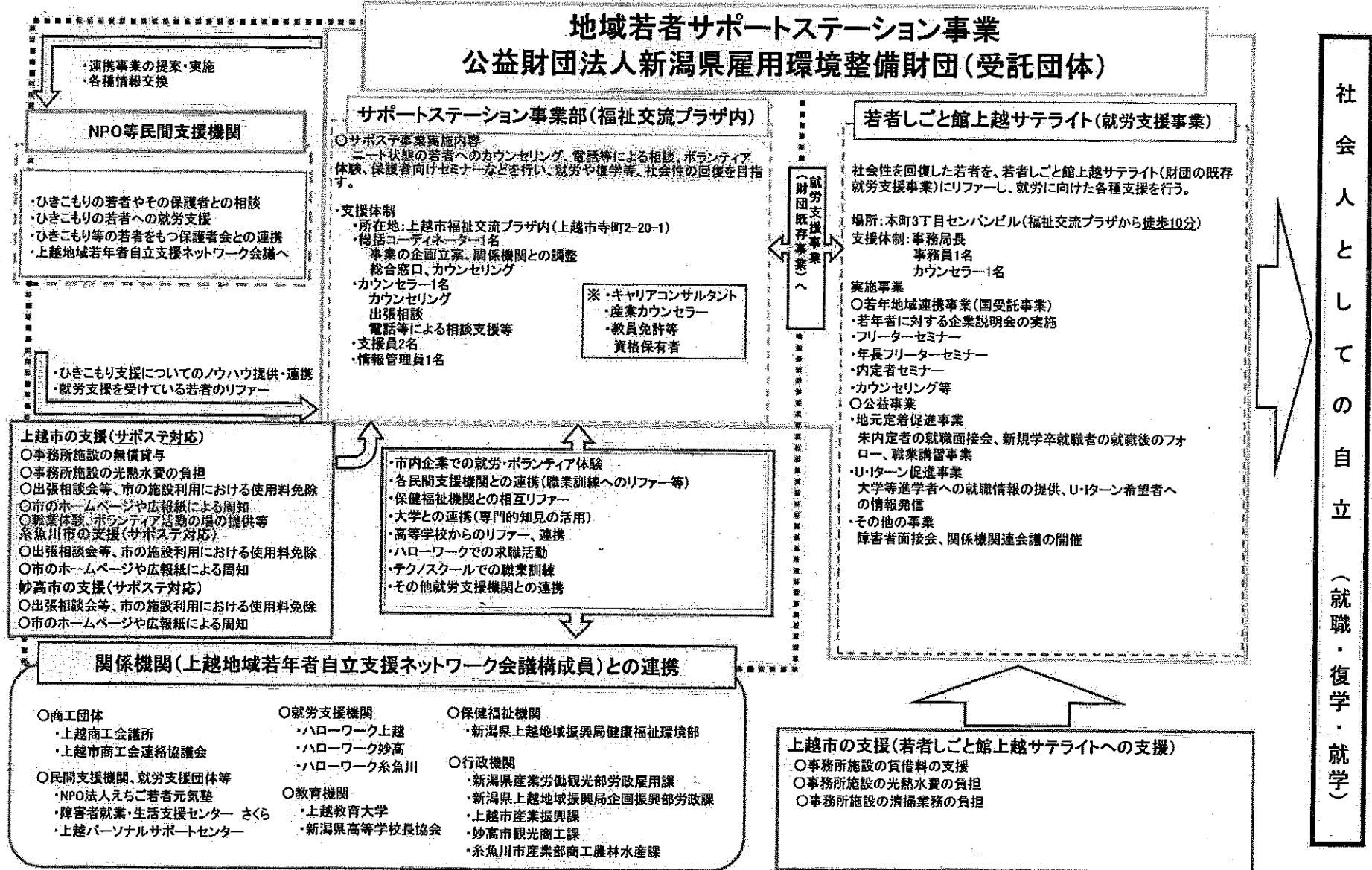
保護者署名 _____ 平成 年 月 日

【ご家族の方のご利用について】

○ご本人のサポステへの来所が難しい場合でも、ご家族の方との相談・面談は継続して行います。

○ご家族の方同士の情報交換や交流を目的とした保護者会等を開催する際には、是非ご参加ください。

(公財)新潟県雇用環境整備財団での地域若者サポートステーション事業実施スキーム



上越地域若年者自立支援ネットワーク会議規約

(名称)

第1条 本会は、上越地域若年者自立支援ネットワーク会議（以下「ネットワーク会議」という。）と称する。

(目的)

第2条 本会は、若年者が職業的自立に向けて抱える様々な問題を地域全体で支え、各人の状況により、個別継続的な自立支援に取り組むため、上越地域若者サポートステーション、関係機関、団体等の支援機関がネットワークを構築し、連携の強化及び必要な調査、研究等を行い、若年者の職業的自立支援を促進することを目的とする。

(定義)

第3条 この規約において「若年者」とは、上越地域（上越市、妙高市、糸魚川市）の区域内に住所を有する15歳から39歳までの人で、就労していない人及び通学していない人をいう。

(会員)

第4条 本会は、第2条の目的に賛同する次に掲げるものをもって会員とする。

- (1) 就労支援機関・就労支援団体
- (2) 商工団体
- (3) 学校等の教育機関
- (4) 保健・医療機関
- (5) 行政機関
- (6) その他ネットワーク会議が必要と認める団体及び個人等

(会員の任期)

第5条 ネットワーク会議の会員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、会員が欠けた場合の補欠会員の任期は、前任者の残任期間とする。

(活動)

第6条 会議は、会員の情報交換等により連携を強化し、並びに次に掲げる事項について調査及び研究を行う。

- (1) 職業的自立支援を実施する機関等の連携に関すること。
- (2) 職業的自立支援が必要な若年者の把握に関すること。
- (3) その他会議の目的を達成するために必要なこと。

(会議)

第7条 本会の活動の効果を高めるため、支援活動に関する連携強化の取組や活動方針の協議等を行うとともに、会員相互の情報交換を行うものとする。

2 会議は、年1回程度開催する。

3 会議は、上越市産業観光部産業振興課及び上越地域若者サポートステーションが事務局として開催する。

(実務者会議)

第8条 本会の機能を分掌し、本会の活動を具体的に処理するため、本会に実務者会議を置くことができる。

2 実務者会議は、必要に応じて開催する。

3 個々の支援活動に関する協議・調整・連携等を行うとともに、支援の方法や事例等に関する情報交換を行うものとする。

4 実務者会議の運営に関しては、実務者会議の協議により決する。

(庶務)

第9条 本会の庶務は、上越市産業観光部産業振興課において処理し、実務者会議の庶務は、上越地域若者サポートステーションにおいて処理する。

(守秘義務及び個人情報の保護)

第10条 会員は、本会の活動に当たって知り得た個人情報その他の秘密を、正当な事由なく第三者に漏らしてはならない。会員を退いた後も同様とする。

2 会員は、本会の活動に当たっては、個人情報の保護に関する法律等を遵守しなければならない。

(その他)

第11条 この規約に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は、会議に諮って定める。

附則

この規約は、平成26年 7月16日から施行する。

上越地域若年者自立支援ネットワーク会議規約（案）

（名称）

第1条 本会は、上越地域若年者自立支援ネットワーク会議（以下「ネットワーク会議」という。）と称する。

（目的）

第2条 本会は、若年者が職業的自立に向けて抱える様々な問題を地域全体で支え、各人の状況により、個別継続的な自立支援に取り組むため、上越地域若者サポートステーション、関係機関、団体等の支援機関がネットワークを構築し、連携の強化及び必要な調査、研究等を行い、若年者の職業的自立支援を促進することを目的とする。

（定義）

第3条 この規約において「若年者」とは、上越地域（上越市、妙高市、糸魚川市）の区域内に住所を有する15歳から39歳までの人で、就労していない人及び通学していない人をいう。

（会員）

第4条 本会は、第2条の目的に賛同する次に掲げるものをもって会員とする。

- (1) 就労支援機関・就労支援団体
- (2) 商工団体
- (3) 学校等の教育機関
- (4) 保健・医療機関
- (5) 行政機関
- (6) その他ネットワーク会議が必要と認める団体及び個人等

（会員の任期）

第5条 ネットワーク会議の会員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、会員が欠けた場合の補欠会員の任期は、前任者の残任期間とする。

（活動）

第6条 会議は、会員の情報交換等により連携を強化し、並びに次に掲げる事項について調査及び研究を行う。

- (1) 職業的自立支援を実施する機関等の連携に関すること。
- (2) 職業的自立支援が必要な若年者の把握に関すること。
- (3) その他会議の目的を達成するために必要なこと。

(会議)

第7条 本会の活動の効果を高めるため、支援活動に関する連携強化の取組や活動方針の協議等を行うとともに、会員相互の情報交換を行うものとする。

2 会議は、年1回程度開催する。

3 会議は、上越市産業観光部産業振興課及び上越地域若者サポートステーション事業を受託する公益財団法人新潟県雇用環境整備財団が事務局として開催する。

(実務者会議)

第8条 本会の機能を分掌し、本会の活動を具体的に処理するため、本会に実務者会議を置くことができる。

2 実務者会議は、必要に応じて開催する。

3 個々の支援活動に関する協議・調整・連携等を行うとともに、支援の方法や事例等に関する情報交換を行うものとする。

4 実務者会議の運営に関しては、実務者会議の協議により決する。

(庶務)

第9条 本会の庶務は、上越市産業観光部産業振興課において処理し、実務者会議の庶務は、上越地域若者サポートステーション事業を受託する公益財団法人新潟県雇用環境整備財団において処理する。

(守秘義務及び個人情報の保護)

第10条 会員は、本会の活動に当たって知り得た個人情報その他の秘密を、正当な事由なく第三者に漏らしてはならない。会員を退いた後も同様とする。

2 会員は、本会の活動に当たっては、個人情報の保護に関する法律等を遵守しなければならない。

(その他)

第11条 この規約に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は、会議に諮って定める。

附則

この規約は、平成26年 7月16日から施行する。

附則

この規約は、平成28年 月 日から施行する。